

ほたるしょうだより

【家庭数配布】
豊中市立 蛸池小学校 No. 4
令和4年(2022年)7月20日
校長 有元 祐子

学校教育目標

ともに学び、活動し、やりぬくよろこびを創造する一学びを力に—
とことんともだち とことんやりぬく ほたるっこ

1学期が終わりました



創立150周年を迎えた2022年度1学期も、入学式から終業式までの71日間をほたるっこ362人で終えることができました。今年は、行事等もできることが多くなり、生き生きと活動している子どもたちの様子がみられた1学期でした。

学校外での活動も実施でき、実際に体験しての学びができました。2年生がリードして1年生と一緒に学校内をまわった学校探検。3年生は、HAPさん（地域の蛸池遊びのプロジェクトの方）に説明をしてもらいながら地域をまわり、蛸池の地域のことをたくさん知りました。4年生は、社会科で学習したことを原田下水処理場とクリーンランドに行き、実際に目で見て体験して学びました。5年生は、3年ぶりの2泊3日で自然体験がおもいきりできました。6年生は、平和学習を深く学んで修学旅行に行き、学んでいることをしっかり発信もしていましたね。2年ぶりとなるプールでも、小学校で初めての水泳学習となる3年生が、心配をよそにしっかり泳いでいる姿を見て、子どもたちの力を感じました。どの学年でも、そのように感じさせる場面が多々ありました。子どもたちの力を信じよう！！と思いました。

保護者の方にも、学校に来ていただいて子どもの頑張っている様子を見ていただく機会が戻り、子どもたちの励みになったと思います。保護者の皆さまには、1学期も多くのご理解ご支援いただき、本当にありがとうございました。

夏休み期間中、タブレットを全員持ち帰ります。長時間の使用や夜間の利用制限をするため

に、iPadスクリーンタイム設定ができます。2年生以上のご家庭でまだ設定できていない場合は、保護者の方で設定をお願いします。設定方法等については、学校HPの「タブレットの使い方」のタブから「タブレット夏季休業中トラブル対応」をクリックしていただくと、豊中市教育センターのページに移動しますのでそちらを参照してください。（8/11～8/15までは、学校HPリニューアルのため閲覧できません。）1年生については、プリントを本日配布していますので、設定をお願いいたします。

夏休み以降2学期の主な行事予定です



- *7月27日(水)～29日(金) 夏休み学習相談(事前申し込み)
- *8月25日(木) 2学期始業式 12:30下校
- *8月26日(金) 給食開始 短縮授業 13:30下校(8月31日まで)
- *10月8日(土) 運動会
- *10月11日(火) 運動会代休日
- *10月13日(木) 運動会予備日
- *11月15日(火) 創立記念日 150周年記念式典・親子鑑賞会
- *11月18日(金) 創立記念日代休日
- *11月22日(火) 25日(金) 参観・懇談
- *12月8日(木)～13日(火) 個人懇談
- *12月14日(水) 校外児童会5限
- *12月22日(木) 給食終了
- *12月23日(金) 2学期終業式

全学年参加での予定です。競技は午前中に終わりますが、お弁当が必要です。



その他、豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課主催の『水と親しむ事業(プール開放・校庭水遊び)』が7/27～8/2に行われます。配布されたプリントをよく読んでいただき、忘れ物等のないように参加してください。(この事業についてのお問い合わせは、プリントに記載の学び育ち支援課企画係にお願いします。)

また、夏休み中のPTA保護者参加の運動場芝生の芝刈りボランティアも7/23、8/6、8/23の各土曜日8時から30分程度行っています。引き続きご協力をお願いします。

8月6日(土)に予定されていましたが、豊中市共同利用施設蛸池センターでの『献血』については、中止とする旨の連絡がありました。

【教職員の紹介】

6月より、非常勤講師として 先生に来ていただいています。2・3・4年の支援学級担当として関わっていただいております。

にしがわた ろうか だいしんほきょうこうじ はじ 西側渡り廊下の耐震補強工事が始まっています。

7月13日より、西側(体育館側)渡り廊下の耐震補強工事が始まっています。中庭の半分、下足室手前から西側が工事エリアとなっています。2・3階の渡り廊下も通行不可です。10月中旬に完成予定です。工事中は細心の注意を払いながら工事をし、西側の門の前に、1名交通誘導員が配置されます。児童には、工事エリアには近づかないことと工事車両に気をつけるように話をしています。

じどう けいたいでんわ がっこう も こ 児童の携帯電話の学校への持ち込みについて

2年前に、「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」が出され、児童生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合に限り例外的に認めるものとしており、現在までは、学校内ではランドセル等のかばんのチャックがしまる部分などに直しておくこととしていましたが、ルールが守られていない使い方が見られるようになってきました。

そこで、2学期からは、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合は、携帯電話の取扱いに関する同意確認書を提出していただき、もう一度ルールの再確認をしたいと思います。2学期始めに再度案内をさせていただきますが、児童が携帯電話を学校へ持ち込む必要がある場合は、担任まで連絡ください。2学期以降に、連絡のあったご家庭に同意確認書をお渡ししますので、同意確認事項に保護者と児童の両方でチェックいただいて再度学校まで提出をしていただく形とします。

豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(別紙参照)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン（注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。）